

【 情報 】

情報通信基盤整備推進補助金

(事業開始年度：平成28年度)

－総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 ブロードバンド整備推進室－

事業の目的・概要 地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

事業実施主体 地方公共団体

対象地域等 以下の条件を全て満たす地域
 ① 過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域
 ② 固定系超高速ブロードバンド未整備地域

補助対象 ① 本体施設（光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置 等）
 ② 附帯施設（局舎施設、電源供給施設、構内伝送路 等）

補助率 国 1 / 3
 ※ 財政力指数が 0.3 未満の市町村：1 / 2
 離島市町村：2 / 3

県内事例 なし

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

地域情報化アドバイザー

(事業開始年度：平成19年度)

－総務省情報流通行政局 地域通信振興課－

事業の目的・概要

地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT を利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICT の知見を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT 利活用に関する助言等を行うもの。

県内事例

平成26年度：マイナンバー制度について
(宮崎県、宮崎市、日南市)

平成27年度：① マイナンバー制度について
(宮崎県、都城市、日南市、小林市、串間市)
② 教育の情報化について
(宮崎県)
③ ブロードバンド整備に関する手法について
(五ヶ瀬町)

平成28年度：① 海洋レーダーの利活用について
(宮崎県水産試験場)
② 教職員のICT活用指導力向上について
(宮崎県教育研修センター)
③ 情報システム調達ガイドライン作成について
(小林市)
④ マイナンバー制度について
(都城市、小林市)

平成29年度：なし

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

【 情報 】

無線システム普及支援事業
(携帯電話等エリア整備事業)

(事業開始年度：平成3年度)

—総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課—

事業の目的・概要	携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設や高度化施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。
事業実施主体	基地局施設・伝送路施設（設置）：地方自治体 伝送路施設（運用）、高度化施設（設置）：無線通信事業者等
対象地域	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
補助対象	① 基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（LTE以降の無線設備等）の設置費用 ② 伝送路施設の運用費用（※中継回線事業者の設備の10年分の使用料）
補助率	国 基地局施設の設置 2/3（世帯数が100以上の場合 1/2） 高度化施設の設置・伝送路施設の運用 2/3（世帯数が100以上の場合 1/2） 伝送路施設の設置 1/2（普通交付税不交付都道府県の場合 1/3、離島市町村の場合 2/3）
県内事例	平成17年度以降（基地局施設） 平成17年度：椎葉村 平成18年度：延岡市(旧北川町) 平成19年度：延岡市、日之影町 平成20年度：木城町、門川町、日之影町 平成21年度：延岡市、諸塚村、椎葉村、日之影町 平成22年度：椎葉村、日之影町、五ヶ瀬町 平成23年度：延岡市、椎葉村、五ヶ瀬町 平成24年度：日向市 平成25年度：西米良村、諸塚村 平成26年度：日之影町 平成27年度：西都市 平成28年度：椎葉村 平成29年度：串間市、諸塚村、美郷町

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

【 情報 】

無線システム普及支援事業
(民放ラジオ難聴解消支援事業)

(事業開始年度：平成26年度)

—総務省情報流通行政局 地上放送課—

事業の目的・概要	平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。
事業実施主体	民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
対象地域	地理的・地形的難聴、外国波混信、都市型難聴のある地域
補助対象	難聴対策としての中継局整備
補助率	① 地理的・地形的難聴 国2／3 ② 外国波混信 国2／3 ③ 都市型難聴 国1／2
県内事例	なし

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

【 情報 】

ICTスマートシティ整備推進事業

(事業開始年度：平成26年度)

－総務省情報流通行政局 地域通信政策課－

事業の目的	地域が抱える様々な課題解決や地域活性化・地方創生を目的として、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進する。
事業の概要	ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助するもの。
事業実施主体	地方公共団体等
補助率	国 1 / 2
県内事例	なし

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

無線システム普及支援事業 (公衆無線LAN環境整備支援事業)

(事業開始年度：平成28年度)

－総務省情報流通行政局 地域通信振興課－

事業の目的	<p>災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、地域住民や来訪者等が、災害関連情報を確実かつ迅速に入手等できる環境整備が重要であり、耐災害性の高いWi-Fiの整備が不可欠である。</p> <p>また、平時においては、観光関連情報の収集、教育での活用などにより利便性の向上に資するものである。</p> <p>そこで、防災拠点（避難所・避難場所（学校、市民センター、公民館等）、官公署）や、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点（博物館、文化財、自然・都市公園、案内所）におけるWi-Fi環境の整備を行うことにより、電波の適正な利用を確保することを目的とする。</p>
事業の概要	<p>防災の観点から、防災拠点でのWi-Fi環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。</p>
事業実施主体	<p>財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）の普通地方公共団体・第三セクター</p>
補助率等	<p>国 1/2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3）</p>
県内事例	<p>平成28年度：小林市 平成29年度：延岡市、小林市、高鍋町、木城町、都農町、椎葉村</p>

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

自治体クラウド導入団体支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

－地方公共団体情報システム機構研究開発部－

事業の目的

自治体クラウドを導入する団体の中から中間標準レイアウトによるデータ移行及びノンカスタマイズを前提とした自治体クラウド導入に取り組む市町村を選定し、その取組み過程や成果事例を通じて自治体クラウド導入に係る諸課題を明らかにし、その解決手段等を示すことにより、自治体クラウドの導入を容易にするとともに、関係経費等の負担軽減を図る。

事業実施主体

基幹系業務システムの共同利用に向け自治体クラウドを導入する市町村（複数市町村でグループを形成）

施策の概要

〈助成額〉 構成市町村が5以上のグループの場合、2,000万円を上限
構成市町村が5未満のグループの場合、1,000万円を上限

〈助成の要件〉

1 新規に自治体クラウドを導入する場合の要件

- (1) 共同利用であること。
- (2) コスト削減の取組があること。

2 既存の自治体クラウドに途中参加する場合又は既存の自治体クラウド同士が統合を図る場合の要件

- (1) 途中参加団体は2団体以上又は統合する団体は4団体以上
- (2) 既存構成団体にも割り勘効果の恩恵があること。 等

3 下記に示す推進項目を実施すること。

- (1) 必須推進項目
 - ① 参加団体の全てが5業務システム以上において、中間標準レイアウトでデータ移行すること。
 - ② ノンカスタマイズに取り組むこと。
- (2) 任意推進項目
 - ① マイナンバーカードを用いたコンビニにおける証明書等の交付
 - ② 他団体の参考となる住民サービス向上のため独自に実施する項目
 - ③ データ移行対象削減の取組

〈助成の対象〉

- (1) 自治体クラウド導入に係る初期費及びシステム使用料
- (2) 平成30年度に係る経費のみが助成の対象
- (3) 本事業の成果の取りまとめに係る経費

〈リンク先〉 ※公募要領

https://www.j-lis.go.jp/rdd/jititaicloud/model_kobo/h30_cloud_model.html

県内事例

平成23年度 高原町、川南町、都農町の自治体クラウドシステム

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (システム最適化担当)	電話番号	26-7046 内線2295
-------	----------------------------	------	-------------------

【 情報 】

ふるさとテレワーク推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

－総務省情報流通行政局 情報流通振興課－

事業の目的	ICTを活用して、地方のサテライトオフィスやテレワークセンター等において、都市部と同じように働ける環境を実現し、都市部から地方への人や仕事の流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進することにより、地方創生や働き方改革の実現に資することを目的とする。
事業の概要	<p>平成27年度は、地域実証事業を全国15箇所で行い、平成28年度からは、「ふるさとテレワーク」を導入する地方自治体等に対する補助事業を開始した。</p> <p>平成30年度も、引き続き、「ふるさとテレワーク」の全国への普及展開を図るため、「ふるさとテレワーク」を導入する地方自治体等に対して、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用（ICT機器購入費用等）の一部の補助等を行う。</p>
補助金額	<p>定額（上限3,000万円）</p> <p>※事業費の下限額は100万円とする。</p>
事業実施主体	地方公共団体、民間企業等（民間企業、大学、NPO法人等）からなるコンソーシアムの代表機関
県内事例	平成29年度：椎葉村

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

【 情 報 】

放送ネットワーク整備支援事業
(ケーブルテレビネットワーク光化促進事業)

(事業開始年度：平成29年度) —総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課地域放送推進室—

事業の目的・概要	災害時等の確実かつ安定的な情報伝達及び4K・8Kの送受信環境の確保のため、条件不利地域等（①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村、②条件不利地域、③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域、のいずれも満たす地域）におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助。
事業実施主体	市町村、第3セクター
補 助 率	市町村 1 / 2 第3セクター 1 / 3 ※ 市町村の場合は事業費200万円、第3セクターの場合は事業費300万円以上の事業が対象
県 内 事 例	なし

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------

【 情 報 】

地域IoT実装推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

－総務省情報流通行政局 地域通信振興課－

事業の目的	地域が抱える様々な課題解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光等各分野における地域IoT成功モデルの普及展開を推進するもの。
事業の概要	防災、医療・健康、観光等各分野における地域IoT成功モデルの普及展開に取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助するもの。
事業実施主体	市町村、民間事業者
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ① 条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）に該当する市町村は定額補助（補助額上限1,500万円）又は事業費の1/2補助（補助額上限2,000万円） ② ①以外の市町村並びに民間事業者については、事業費の1/2補助（補助額上限2,000万円）

県主管課名	総合政策部 情報政策課 (ICT利活用推進担当)	電話番号	26-7046 内線2285
-------	-----------------------------	------	-------------------